

日本を取り巻くEPA/FTA

令和2年7月

経済産業省経済連携課

EPA（経済連携協定）とは

○EPA(Economic Partnership Agreement:経済連携協定)は、特定の国や地域同士での貿易や投資を促進するために、締結する協定。

EPAに含まれる約束の例

- 「輸出入にかかる関税」を撤廃・削減する。
- 「投資環境の整備」を行う。

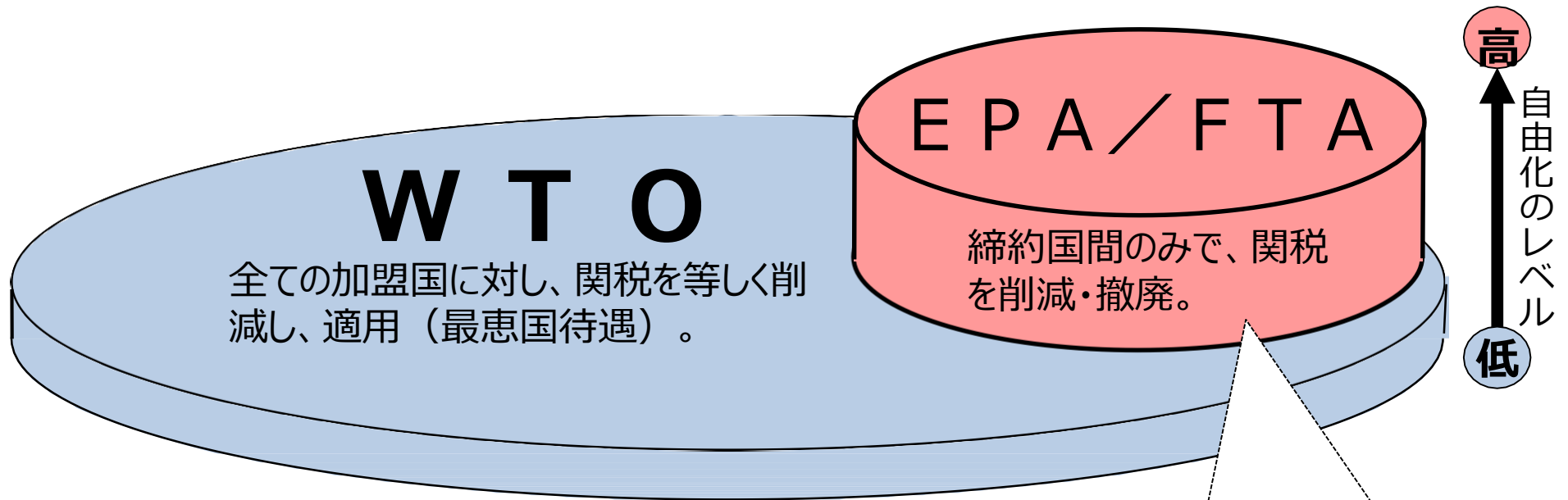
- 「サービス業を行う際の規制」を緩和・撤廃する。
- 「知的財産の保護」を強化する



出所:JETOR入門ガイド「貿易のコスト削減! ~トクするEPA活用方法~」

WTOとEPA/FTAの関係

- WTOは、ラウンド交渉を通じて等しく貿易障壁（関税など）の削減・撤廃を目指す。
- EPAにより、締約国間のみでさらに自由化を行うことが可能。

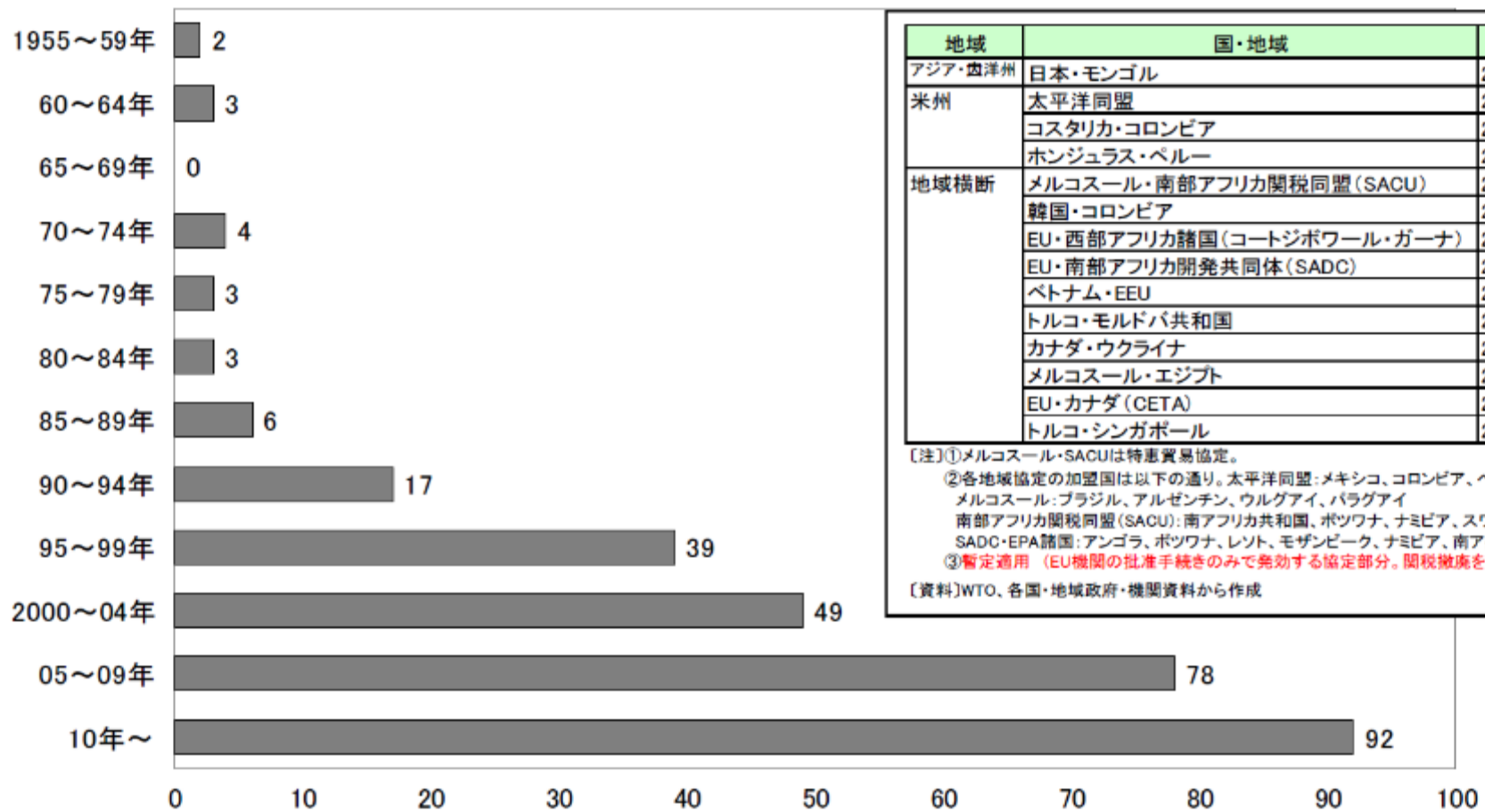


法的には、W T O協定における「最恵国待遇」の例外として、【**実質上全ての貿易を自由化**】することを条件に認められる。

世界のEPA/FTA締結の動き

- 世界の発効済EPA/FTAの件数は、2019年12月末現在で320件。2000年代に入って順調に件数が伸びてきている。（2017年は5件、2018年は13件の新規発効）
- その他、交渉中・交渉開始合意済の件数は、93件。

世界の発効済みFTA件数の推移



2016年以降に発効したFTA

地域	国・地域	発効年月
アジア・西大洋州	日本・モンゴル	2016年6月
米州	太平洋同盟	2016年5月
	コスタリカ・コロンビア	2016年8月
	ホンジュラス・ペルー	2017年1月
地域横断	メルコスール・南部アフリカ関税同盟(SACU)	2016年4月
	韓国・コロンビア	2016年7月
	EU・西部アフリカ諸国(コートジボワール・ガーナ)	2016年9月(③)
	EU・南部アフリカ開発共同体(SADC)	2016年10月(③)
	ベトナム・EEU	2016年10月
	トルコ・モルドバ共和国	2016年11月
	カナダ・ウクライナ	2017年8月
	メルコスール・エジプト	2017年9月
	EU・カナダ(CETA)	2017年9月(③)
トルコ・シンガポール	2017年10月	

[注]①メルコスール・SACUは特恵貿易協定。

②各地域協定の加盟国は以下の通り。太平洋同盟:メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ
メルコスール:ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ

南部アフリカ関税同盟(SACU):南アフリカ共和国、ボツワナ、ナミビア、スワジランド、レソト
SADC-EPA諸国:アンゴラ、ボツワナ、レソト、モザンビーク、ナミビア、南ア共和国、スワジランド

③暫定適用 (EU機関の批准手続きのみで発効する協定部分。関税撤廃を含む)

[資料]WTO、各国・地域政府・機関資料から作成

日本の経済連携協定の交渉の歴史

日本の発効済 E P A (14カ国・1地域)

2002年11月 日シンガポール E P A 発効

2005年4月 日メキシコ E P A 発効

2006年7月 日マレーシア E P A 発効

2007年9月 日チリ E P A 発効

2007年11月 日タイ E P A 発効

2008年7月 日インドネシア E P A 発効

2008年7月 日ブルネイ E P A 発効

2008年12月 日アセアン E P A 発効

2008年12月 日フィリピン E P A 発効

2009年9月 日スイス E P A 発効

2009年10月 日ベトナム E P A 発効

2011年8月 日インド E P A 発効

2012年3月 日ペルー E P A 発効

2015年1月 日豪 E P A 発効

2016年2月 T P P 署名

2016年6月 日モンゴル E P A 発効

2018年3月 T P P 11 署名

2018年7月 日 E U ・ E P A 署名

2018年12月30日 T P P 11 発効 (6カ国)

2019年2月1日 日 E U ・ E P A 発効

● 日本初の F T A

● アセアン諸国に対し、日本との E P A 締結への関心を喚起

▼
2003年12月 タイ、フィリピン、マレーシアとの間で E P A 交渉開始に合意

● 初の広域 E P A

- ・二国間 E P A を締結していなかったカンボジア、ラオス、ミャンマーをカバー
- ・日本とアセアン域内にまたがるサプライチェーンで、E P A が利用可能に (原産地規則の累積規定)

● 二国間 E P A とは別個の協定

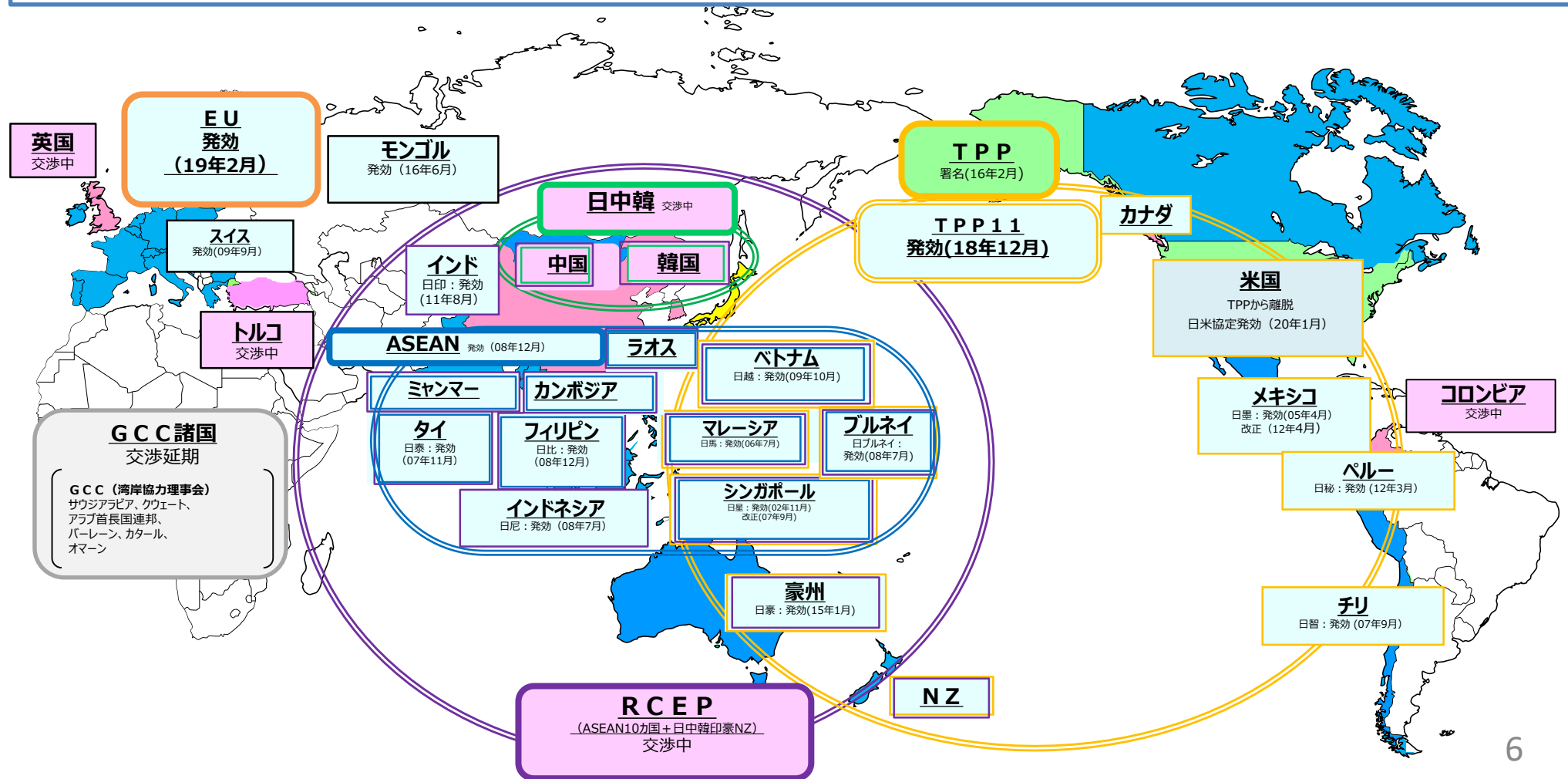
- ・企業は、日アセアン E P A と既存のアセアン諸国との二国間 E P A を比較して、関税率や利用条件が、より有利な協定を選択して利用可能

● 幅広い分野でのルール構築

- ・モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野でルールを構築

日本の経済連携の推進状況

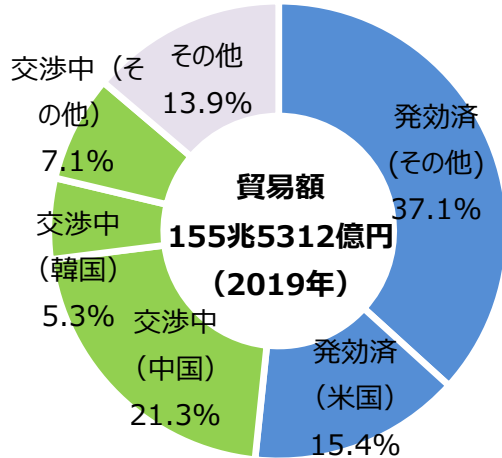
- 2020年7月時点での我が国のFTAカバー率は52.4%
※FTAカバー率 = 全貿易額に占めるEPA/FTA署名・発効済国との貿易額の割合。
- 現在、我が国は21か国との間で18の経済連携協定を署名・発効済。
- 今後もRCEPの年内署名や日英EPAの速やかな構築に取組み、自由貿易圏の更なる拡大を目指す。



各国のFTA等カバー率比較

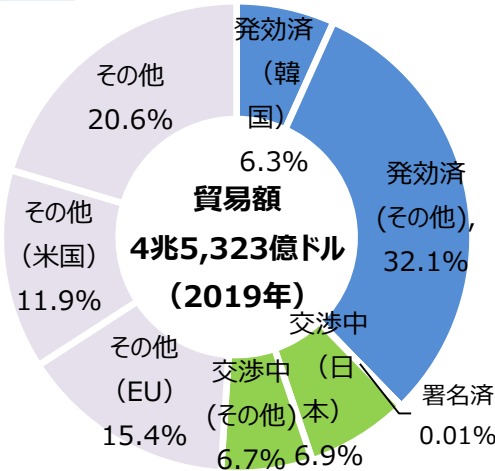
日本

発効済の国・地域 : 52.4%
署名済まで含む : 52.4%
交渉中まで含む : 86.1%



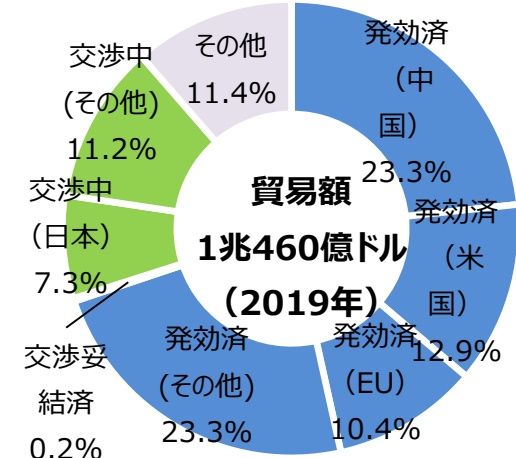
中国

発効済の国・地域 : 38.4%
署名済まで含む : 38.4%
交渉中まで含む : 52.0%



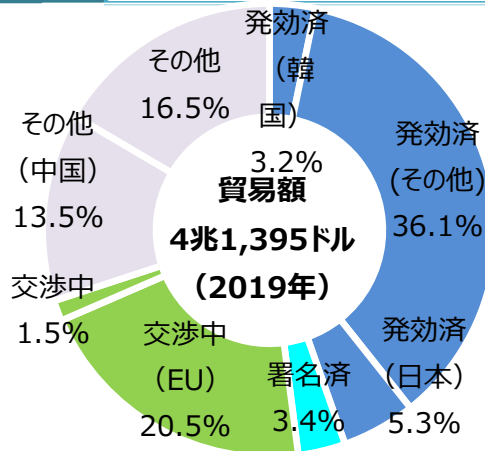
韓国

発効済の国・地域 : 69.9%
署名済まで含む : 70.1%
交渉中まで含む : 88.6%



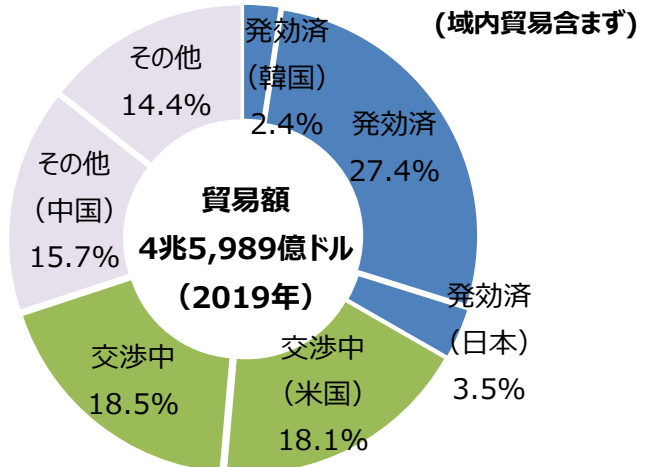
米国

発効済の国・地域 : 39.3%
署名済まで含む : 48.0%
交渉中まで含む : 70.0%



EU

発効済の国・地域 : 33.3%
署名済まで含む : 33.3%
交渉中まで含む : 66.2%



・発効・署名・交渉状況は2020年3月末時点。 ・「交渉中までを含む」の数字には、交渉妥結済の数字も含まれる。
 ・国・地域名の記載は日本・中国・韓国・米国・EU28を特記。
 ・同一の国とマルチのFTA、バイのFTAがともに進行している場合、貿易額は進行順（発効済→署名済→交渉中→その他）にカウント。
 ・貿易額データ出典：日本…財務省貿易統計（2019年1-12月：確定値）、中国・韓国・米国・EU…IMF、Direction of Trade Statistics（2019年、yearly data、2020年4月28日）
 ・小数第2位を四捨五入のため、合計は必ずしも100%とまらない。

TPP11（環太平洋パートナーシップ協定）①

- 21世紀型の新たな共通ルールを作り、自由、公正で巨大な一つの経済圏を構築。
(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)
- TPP協定からの離脱を表明した、米国の不在に伴い停止する項目を絞り込み、高い水準を維持。
- 2017年11月9日、大筋合意。2018年3月8日、チリにてTPP11協定に署名。同12月30日発効。

経緯	TPP11協定の合意内容
<p>2010年3月 TPP交渉開始（当初は8か国）</p> <p>2013年7月 日本が交渉参加</p> <p>2016年2月 TPP12署名（於：NZ・オークランド）</p> <p>2017年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月20日 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知 ・1月23日 トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書 ・11月8-10日 TPP11閣僚会合（ベトナム・ダナン） <p>→TPP11新協定の条文、凍結リスト等パッケージに全閣僚合意大筋合意）</p> <p>2018年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月23日 首席交渉官会合(東京)で協定文確定,3月8日署名(チリ)確認 ・3月8日 TPP11署名（於：チリ・サンティアゴ） ・7月6日 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知 ・10月31日 日本を含む6か国が国内手続きを完了 ・12月30日 墨・星・NZ・カナダ・豪州・日本の6か国で発効 <p>2019年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月14日 越が発効 	<p>条文概要（全7条）</p> <p>第1条 TPP協定の組み込み</p> <p>第2条 特定の規定の適用の停止（凍結） →22項目を凍結（うち11項目は知的財産関連）</p> <p>第3条 効力発生（6か国の締結完了）</p> <p>第4条 脱退</p> <p>第5条 加入</p> <p>第6条 本協定の見直し →TPP12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、TPP11協定の改正等を考慮するため、この協定の見直しを行う。</p> <p>第7条 正文（英、仏、西）</p>

凍結項目の例

◇ISDSにおける「投資許可」「投資合意」部分
投資許可及び投資に関する合意（政府と投資家の間の契約）をISDSの適用範囲とする規定を凍結。（※ISDS制度そのものは維持され、TPP上乘せ部分が凍結。）

◇一般医薬品データ保護
先発医薬品の最初の販売承認日から少なくとも5年間の期間、後発医薬品は承認されない旨の規定を凍結。

TPP11（環太平洋パートナーシップ協定）②

関税

- ◆ 工業製品について、10か国全体で99.9%の関税撤廃を実現（品目数及び貿易額ベース）。

カナダ

- 工業製品の輸出額の100%の関税撤廃を実現。
- 乗用車（現行税率6.1%）については、5年目撤廃を実現。自動車部品（現行税率：主に6.0%）については、日本からの輸出の9割弱が即時撤廃。
- 化学、家電、産業用機械では輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

ニュージーランド

- 工業製品の輸出額の98%以上が即時撤廃。残りも7年目までには完全無税化。

豪州（日豪EPA：2015年1月15日発効）

- 工業製品の輸出額の94.2%が即時撤廃。日豪EPA（82.6%）を上回る水準。
- 輸出の約5割を占める、乗用車、バス、トラック（現行税率5.0%）の新車は、輸出額の100%即時撤廃。日豪EPA（輸出額の75%が即時撤廃）を上回る水準。

ベトナム（日越EPA：2009年10月1日発効）

- 工業製品の輸出額の72.1%が即時撤廃。日越EPA（41.6%）を上回る水準。
- 日本企業が高い輸出関心を有する3,000cc超の自動車について10年目撤廃を実現（70%弱の高関税で保護。日越EPAにおいては関税撤廃は実現せず）。

電子商取引に関する規定の導入

- ◆ 国境を越える情報の移転の自由の確保
- ◆ サーバー等のコンピュータ関連設備の現地化（自国内設置）要求の禁止
- ◆ ソース・コード開示要求の禁止
- ◆ デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止

貿易の円滑化

- ◆ 貨物や急送便の迅速な引取り許可
 - 貨物：自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間(可能な限り貨物の到着後48時間以内)に引取りを許可
 - 急送便：通常の状態において、貨物が到着していることを条件に、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可

投資・サービスの自由化

- ◆ コンビニ等小売業や劇場・ライブハウス等のクールジャパン関連、旅行代理店等の観光関連などの外資規制の緩和
- ◆ 進出企業に対する技術移転要求やロイヤリティ規制等の禁止
- ◆ 「国」対「投資家」の紛争解決手続（ISDS）の導入（※ただし、「投資契約」と「投資許可」については凍結）

模倣品・海賊版対策の強化

- ◆ 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
- ◆ 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など

国有企業に関する規律の導入

- ◆ 国有企業の義務として、以下を規定。
 - 無差別待遇と商業的考慮
 - 非商業的援助及び悪影響
 - 透明性を規定

TPP11:カナダ(1)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート
乗用車	発効時に5.5%、2年目に5%、3年目に2.5%、4年目に2%となり、5年目に撤廃	6.1%
バス	11年目撤廃	6.1%
大型ガソリントラック	6年目撤廃	6.1%
トラック(上記以外)	11年目撤廃	6.1%

自動車部品①

品目	譲許内容	ベースレート
電気自動車用蓄電池	即時撤廃	7%
ディストリビューター及びイグニッションコイル	即時撤廃	6%
ワイパー	即時撤廃	6%
モニター	即時撤廃	3.5%~6%

TPP11:カナダ(2)

自動車部品②

品目	譲許内容	ベースレート
シールドビームランプ	即時撤廃	2%～6%
車体	即時撤廃	6%
バンパー	即時撤廃	6%
シートベルト	即時撤廃	6%
ブレーキ	即時撤廃	6%
ギアボックス	即時撤廃	6%
駆動軸	即時撤廃	6%
車輪	即時撤廃	6%
サスペンション	即時撤廃	6%
ラジエーター	即時撤廃	6%
マフラー	即時撤廃	6%
ステアリング	即時撤廃	6%
エアバッグ	即時撤廃	6%
タイヤ	4年目撤廃	7%

TPP11: ニュージーランド

自動車

品目	譲許内容	ベースレート
乗用車 (キャンピングカー、救急車の一部)	即時撤廃	10%
バス	即時撤廃	5%
トラック(一部)	即時撤廃	5%

(※上記以外の乗用車、トラックは無税)

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート
タイヤ	即時撤廃	5%～10%
エンジン	即時撤廃	5%
点火プラグ	即時撤廃	5%
車体	即時撤廃	5%～10%
駆動軸	即時撤廃	5%
ラジエーター	7年目撤廃	5%

◆ 未発効

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2006年7月 日馬EPA発効、 2009年2月 AJCEP発効)
乗用車	3～13年目撤廃	10%～35%	撤廃済

※日マレーシアEPAにおける乗用車の原産地規則は控除方式による付加価値基準60%。

TPP11:メキシコ

◆ 2018年12月30日発効。発効日以降の毎年の関税の引き下げ日は1月1日。

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
乗用車	即時撤廃	15%～30%	撤廃済
バス	10年目にかけて関税削減 (ベースレート75%分)	15%～30%	除外
小型トラック	即時撤廃	15%～30%	撤廃済
中・大型トラック	10年目にかけて関税削減 (ベースレート75%分)	30%	除外
中古車	発効時に関税削減 (ベースレート5%分)	50%	除外

※日メキシコEPAにおける自動車の原産地規則は関税分類変更基準及び控除方式による付加価値基準65%の併課制。

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
エンジン部品	即時撤廃	5%	撤廃済
ギアボックス、車体の部分品	即時撤廃	5%	撤廃済
バンパーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済
ブレーキの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済
ショックアブソーバーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済

※日メキシコEPAにおける自動車部品の原産地規則は関税分類変更基準と控除方式による付加価値基準65%の併課制等。

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
乗用車 (1,500cc以下、1,500cc超の一部)	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
点火プラグ	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
自動車用ラジオ	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
鉄製バネ	6年目撤廃	9%	2021年4月にまで撤廃
ガスケット	6年目撤廃	9%	2020年4月に撤廃
強化ガラス	11年目撤廃	9%	2020年4月に撤廃

自動車

品目		譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効、 2009年10月 日越EPA発効)
乗用車	3000cc超乗用車	10年目撤廃 (非線形)	52%	再協議、除外、関税維持 等
	3000cc以下乗用車	13年目撤廃 (非線形)	52%～70%	
	救急車	12年目撤廃	10%	
バス	空港バス	12年目撤廃	5%	再協議、関税維持、除外 等
	その他バス	13年目撤廃 (非線形)	70%	
トラック		12、13年目撤廃 (非線形)	10%～70%	関税削減、関税維持、除外 等

TPP11:ベトナム②

自動車部品

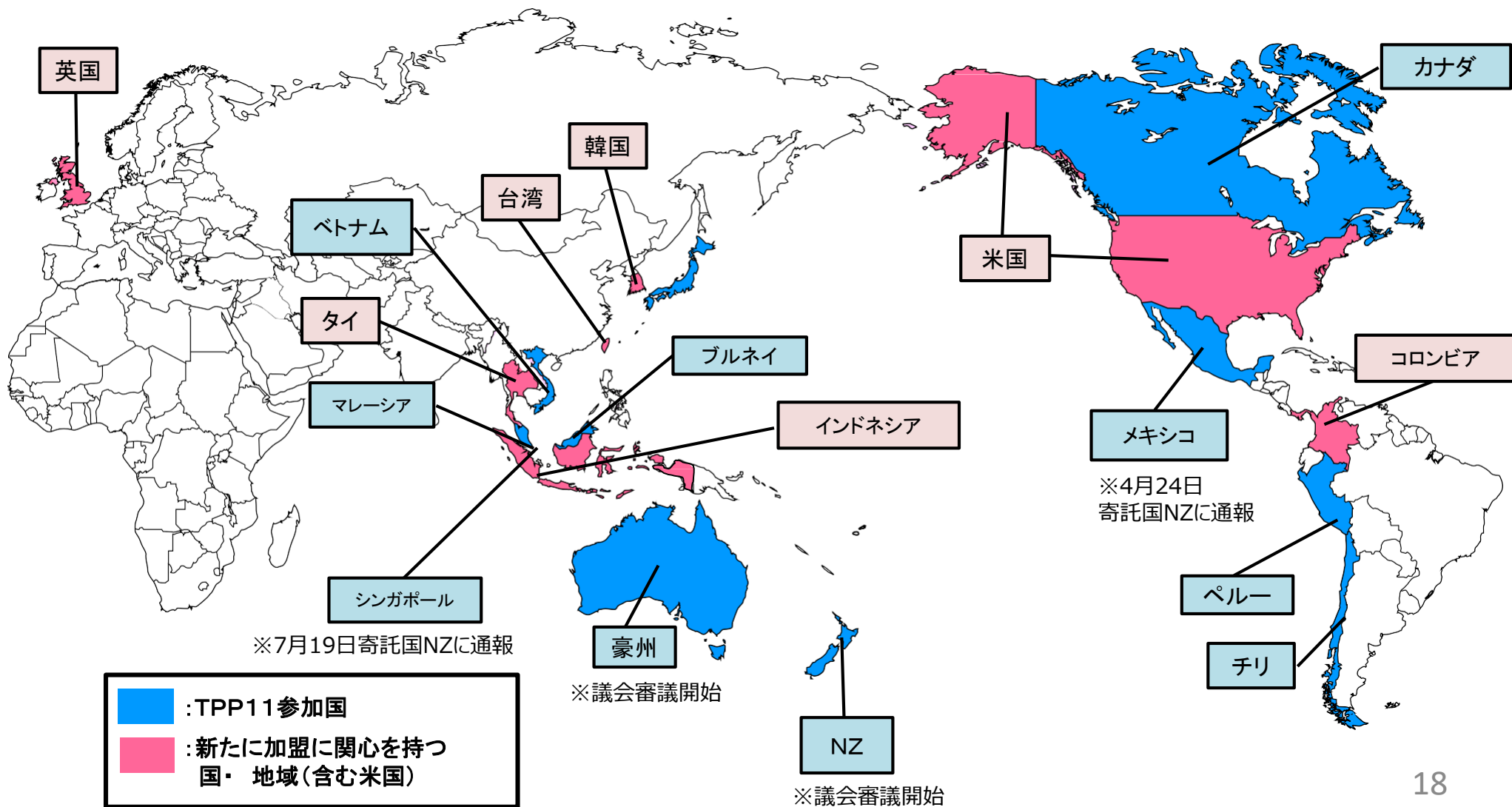
品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効、 2009年10月 日越EPA発効)
大型エンジンの一部	即時撤廃	3%	2019年4月撤廃、除外
タイヤ	4～11年目撤廃	5%～37%	2025年4月までに撤廃、除外
ギアボックス	6、11年目撤廃	3%～27%	2019年4月までに撤廃、除外 等
駆動軸	6、11年目撤廃	3%～27%	2023年4月までに撤廃、除外 等
サスペンション	6、11年目撤廃	3%～22%	2019年4月までに撤廃、除外 等
クラッチ及びその部分品	6、11年目撤廃	3%～27%	2024年4月までに撤廃、除外 等
車体	11年目撤廃	10%～30%	2018年4月までに撤廃、除外 等

二輪車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効、 2009年10月 日越EPA発効)
二輪車	8年目撤廃	77%～85%	関税削減
二輪車の部分品 (ブレーキ、サドル等)	8年目撤廃	33%～45%	2019年4月撤廃、関税維持

TPP11（環太平洋パートナーシップ協定）③

- TPP11は、11カ国で署名済、うち7カ国間で発効済（マレーシア、ブルネイ、ペルー、チリは未発効）。
- 原署名国以外も、ベンチマークを満たし、締約国すべての同意を得ることで加入できるのが特徴。



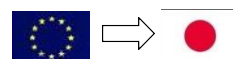
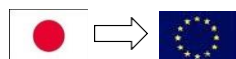
1 意義

- 本協定は、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル。（国有企業、知的財産、規制協力等）
- 世界のGDP約3割、貿易額約4割、人口約6.4億人を占める世界で最大規模の自由な先進経済圏が誕生。

2 経緯

- 平成25年3月：交渉開始 ⇒ 平成29年7月：大枠合意 ⇒ 同年12月：交渉妥結
⇒ 平成30年7月17日：署名（東京） ⇒ 平成31年2月発効

3 概要



(1) 日本製品のEU市場へのアクセス(攻め)

□ EU側撤廃率：約99%。（注1）（注2）

● 工業製品

- ✓ 100%の関税撤廃を達成。
- ✓ 乗用車（ベースレート10%）：8年目に撤廃。
- ✓ 自動車部品：貿易額で9割以上が即時撤廃。

● 農林水産品等

- ✓ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃（ほとんどが即時撤廃）。
- ✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制（醸造方法・輸出証明）を撤廃。自由な流通が可能。
- ✓ 農産品や酒類の地理的表示（GI）の保護を確保。

(2) EU製品の日本市場へのアクセス(守り)

□ 日本側撤廃率：約94%（注2）
（農林水産品：約82%，工業品等：100%）

● 農林水産品

- ✓ コメは、関税削減・撤廃等の対象から除外。
- ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
- ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし、枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

● 工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等：即時撤廃。
- ✓ 皮革・履物（ベースレート最大30%）：11/16年目に撤廃。

（注1）EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。2017年のHSコードに基づくものに変換する際、数字が変わる可能性がある。

（注2）撤廃率は、品目数ベースで算出したもの。

関税分野

①工業製品（経産省所管）に関する関税撤廃率（貿易額ベース）

	日本側	EU側
即時撤廃率	96.2%	81.7%
関税撤廃率	100%	100%

②EU側個別分野・品目

乗用車	8年目撤廃	
自動車部品 (エンジン部品2.7% ギヤボックス3% 乗用車タイヤ4.5% ベアリング 7.7-8.0%等)	即時撤廃率92.1% (TPP (81.3%) / 韓EU (90.2%))	
その他	一般機械（産業用ロボット等）	: 即時撤廃率 86.6%
	化学工業品（筆記具用カラーインキ等）	: " 88.4%
	電気機器（リチウムイオン電池等）	: " 91.2%
	精密機械	: " 84.5%
	車両・航空機・船舶及び輸送機器関連	: " 88.6%

自動車

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
乗用車	8年目撤廃	10%
トラック	8年目撤廃	3.5%～22%
バス	即時撤廃、13年目撤廃	10%～16%
トラクター	即時撤廃、13年目撤廃	3%～16%
原動機付きシャシ	8年目撤廃	4.5%～19%

二輪車

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
二輪車(500cc以下)	6年目撤廃	8%
二輪車(500cc超)	4年目撤廃	6%

自動車部品①

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
乗用車用ゴム製空気タイヤ	即時撤廃	4.5%
ガスケット、ワッシャー	即時撤廃	2.5%
ガソリンエンジン	即時撤廃	2.7%～4.2%
ディーゼルエンジン	即時撤廃、4年目撤廃	2.7%～4.2%
エンジン関連部品	即時撤廃	2.7%
真空ポンプの部品	即時撤廃	2.2%
自動車用エアコン	即時撤廃	2.7%
伝動軸(クランクシャフト)	6年目撤廃	4%
スターター	即時撤廃	3.2%
ワイパー	即時撤廃	2.7%
ECU・センサー類	即時撤廃	2.7%～2.8%
ランプ	即時撤廃	2.7%
バンパー	即時撤廃、4年目撤廃	3%～4.5%

自動車部品②

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
シートベルト	即時撤廃、6年目撤廃	3%～4.5%
ブレーキ	即時撤廃	3～4.5%
ギヤボックス	即時撤廃	3%～4.5%
駆動軸	即時撤廃	3%～4.5%
サスペンション	即時撤廃、6年目撤廃	3%～4.5%
マフラー(消音装置及び排気管)	即時撤廃、4年目撤廃	3%～4.5%
クラッチ	4年目撤廃	3%～4.5%
ステアリング	即時撤廃	3%～4.5%
エアバッグ	即時撤廃、4年目撤廃	3%～4.5%
ラジエーター	即時撤廃、4年目撤廃	3%～4.5%

サービス分野

- － 原則全てのサービス分野を自由化の対象とし、規則の根拠となる措置や分野を列挙（ネガティブ・リスト方式）
- － 日EU双方が、設立目的の商用訪問者、投資家、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期商用訪問者、帯同する配偶者及び子につき滞在期間を約束。
※下線部はGATSでEUが約束していない区分

電子商取引等

- (データ流通) 日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止、ソースコード開示要求の禁止等を規定。
- (個人情報流通) 個人情報の相互の円滑な移転を可能とする枠組み整備に向けた対話が別に進展。同枠組の「来年早期」の実現を目指す政治宣言を発出

知的財産

- － 営業秘密の保護等、高いレベルの知的財産保護を実現

政府調達

- － 鉄道分野を含め、日EU双方向の市場アクセスの改善を実現
- － EU側は公的機関や自治体調達の苦情処理手続について改善を約束。鉄道施設等の調達を日本企業に開放

投資

- － これまで投資協定が存在していなかった日EU間で、初めての包括的投資協定（28のEU加盟国をカバー）
- － 内国民待遇や最恵国待遇のほか、投資家に対する特定の措置の履行要求の禁止を明記（ローカルコンテンツ要求、ライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止等）
- － 投資家と国家の紛争解決については、協議を継続

RCEP（東アジア地域包括的経済連携）①

- RCEP（東アジア地域包括的経済連携）は、ASEANとFTAを既に締結しているパートナー（AFP：日中韓印豪NZ）間の経済連携協定。交渉参加16か国で世界の人口5割、貿易額3割、国内総生産（GDP）3割を占める広域経済圏を創設するもの。
- 東アジア地域において、自由な経済活動やサプライチェーンの効率的な形成に寄与するようなルール作りを行い、域内では共通のルールで手続きができるユーザーフレンドリーな協定を実現する。

交渉の経緯

- **2012年11月**に、交渉立上げを宣言。
- これまでに、首脳会議を**3回**、閣僚会合を**20回**、交渉会合を**31回**開催。（直近の閣僚会合は、**本年6月23日に開催。**）
- **2019年11月**の第3回RCEP首脳会議（於：バンコク）の際、インドがRCEPに参加しないことを表明。

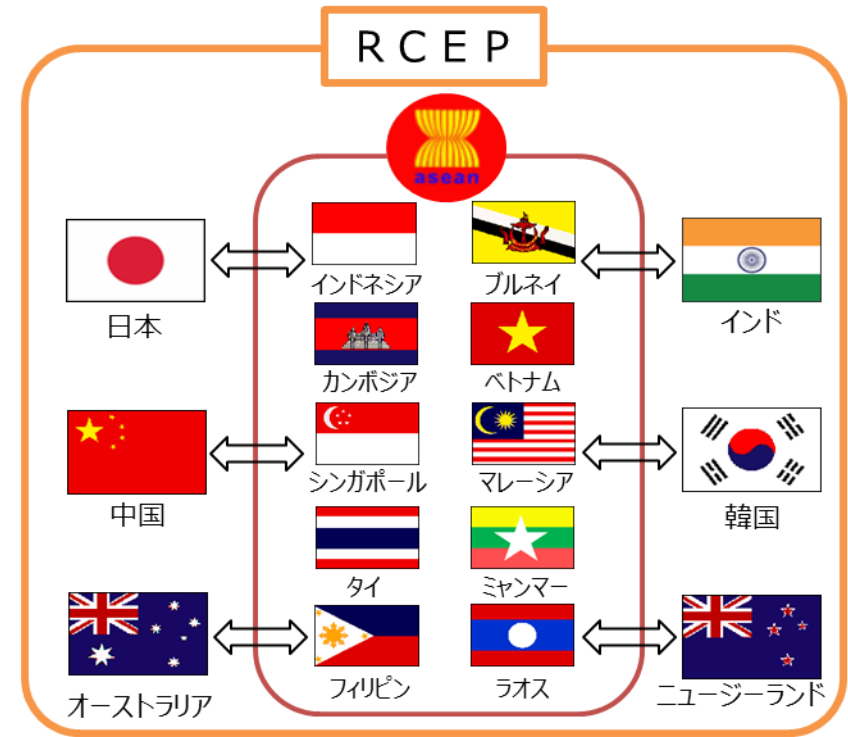
→首脳声明内容

- ・ RCEP参加15か国が、全20章に関する条文ベースの交渉を終了した。
- ・ インドの未解決の課題の解決のために、相互に満足すべき形で、共に作業していく。

- **2020年6月**に第10回中間閣僚会合をテレビ会議形式で開催。（インドは不参加。日本からは梶山経済産業大臣が出席。）

→閣僚声明内容

- ・ 本年にRCEP協定に署名するというコミットメントを再確認。
- ・ コロナの拡大により、RCEPの重要性は高まっているとの認識を共有。
- ・ インドはRCEP交渉の重要な参加国であり、RCEPがインドに対して引き続き開かれていることを強調。



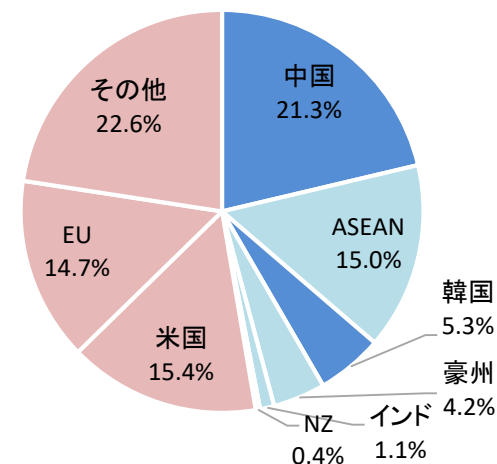
これまではASEANプラス1のEPA/FTAのみでコマ切れの状況
⇒**RCEPで広域的な大経済圏を形成**

RCEP（東アジア地域包括的経済連携）②

市場アクセス

- 中韓との間では、相互に関税自由化を行う初の枠組み。
- 日本にとっては、特に中国との間で貿易額が多く(全体の約22%)、日本からの輸出にかかる関税支払額も多いことから、関税自由化による経済効果が期待される。
- 既存のFTAのあるASEAN等との関係でも、
 - ・ 中国等RCEP域内の第三国の原産材料をもとに日本で組み立てた製品の輸出や、
 - ・ 中国等RCEP域内の第三国で活動する進出日系企業が日本の原産材料をもとに組み立てた製品の輸出について、追加的な関税支払削減効果が見込まれる。

日本の貿易総額に占める各国の割合
(2019年、小数点第2位四捨五入)



出典：財務省貿易統計

ルール分野

- ・ 2019年11月の第3回RCEP首脳会議において、RCEP参加15か国は、全20章※の条文を妥結した旨を発表。安倍総理からは、「デジタル化が急速に進むインド太平洋地域において、自由で公正な貿易体制を構築することを目指してきた結果、電子商取引、知的財産などの分野において、確固たるルールを構築することができた」と発言。

※(1)冒頭の規定及び一般的定義、(2)物品の貿易、(3)原産地規則(品目別規則に関する附属書を含む)、(4)税関手続及び貿易円滑化、(5)衛生植物検疫措置、(6)任意規格、強制規格及び適合性評価手続、(7)貿易上の救済、(8)サービスの貿易(金融サービス、電気通信サービス、自由職業サービスに関する附属書を含む。)、(9)自然人の移動、(10)投資、(11)知的財産、(12)電子商取引、(13)競争、(14)中小企業、(15)経済及び技術協力、(16)政府調達、(17)一般規定・例外、(18)制度に関する規定、(19)紛争解決、(20)最終規定

日英経済パートナーシップ①

意義

英国には自動車産業を始め多くの日系企業（約830社）が進出し、日英EU間で密接なサプライチェーンを構築。ビジネスの継続性の確保のため、**移行期間終了（2020年末）を念頭に**、日EU・EPAに代わる**日英間の新たな経済連携協定を速やかに締結**する必要がある。

※多くの進出企業が、英EU間での関税とともに日英間での関税がWTO税率に戻ることを強く懸念。また、一部企業は日EUEPAからの関税撤廃期間の前倒しや、よりハイレベルなルールの導入を求めている。

経緯及び今後の見通し

- **日英首脳間で、累次に亘り、日EUEPAを基礎に迅速に構築することを確認。**
- 5月13日：英国貿易省は、対日交渉方針を発表。
- 6月9日：**茂木外務大臣・トラス貿易大臣のテレビ会談にて交渉立ち上げに合意・発表**
- 6月10日：第1回首席交渉官会合を実施。

その後数回に亘り首席交渉官会合を実施。

- 今後、**夏頃の大筋合意、2021年の発効を目指す。**

日英経済パートナーシップ②

- 日EU・EPAをベースに交渉。
- 主な論点は、一部物品（鉱工業品・農水産品）の市場アクセスや、ルールでは日EUで積み残した電子商取引、英国が関心を有するサービスなど。

☆日EU・EPAの主な結果☆

関税 (鉱工業品)100%関税撤廃、うち96%の品目は即時撤廃。一部品目はステーキング撤廃（例：自動車8年目撤廃）。(農水産品)麦・麦芽・乳製品等でEU枠を設定、牛肉・豚肉はセーフガードを設定。コメは関税削減・撤廃等の対象から除外。

ルール 21世紀の経済秩序のモデルとなるような、自由で公正なルールを数多く実現。他方で、投資分野において投資保護規律・投資紛争解決手続が切り分けられ、電商分野においてデータフリーフロー・ローカライゼーション禁止が見直し規定となる等、一定の積み残しも。

☆英国の対日交渉方針の概要（5月13日発表）☆

日本との間に、日EU EPAに基づく野心的かつ包括的な自由貿易協定を追求。本協定を通じて、英国のGDPの増大、賃金の上昇、英国企業（中小企業含む）への新たな機会の提供を期待する旨言及。また、CPTPP参加に向けた布石として位置づけ。

○関税 (MA)

幅広い自由化と包括的な市場アクセスを確保。農業・アパレルを裨益産業として例示。

○電子商取引

最先端の規定を確保。データフリーフローを始めとする野心的な規定はイノベーションを促進。

○原産地規則

サプライチェーンを考慮したシンプルで近代的な原産地規則の構築

○サービス・投資

サービス貿易では、野心的な市場アクセスや透明性を確保するルールを確保。特に金融サービス、専門サービスに関心あり。投資は公平で自由なルールを確保。

○知財

イギリスのGIが引き続き保護されることを追求。

日トルコEPA①

交渉の意義

- 2014年1月、日トルコ首脳会談にて正式交渉開始を合意。これまで17回の会合を開催。
- トルコは人口8000万人超・豊富な若年層という国内市場に加え、欧州・中東・アフリカの結節点として周辺地域への生産拠点という地理的優位性もあり、製造・サービス分野で日本企業の進出が拡大している。
- 日トルコEPAによって、欧州や韓国企業※に劣後しない競争条件を整備。また、EPAを通じてトルコの投資環境を改善しインフラ含む日本企業の輸出を後押しするとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしての競争力を高めていく。

※トルコは、EUとの関税同盟のほか、韓国(2013年発効)、スイスなど20以上の国・地域と貿易協定を締結済み。

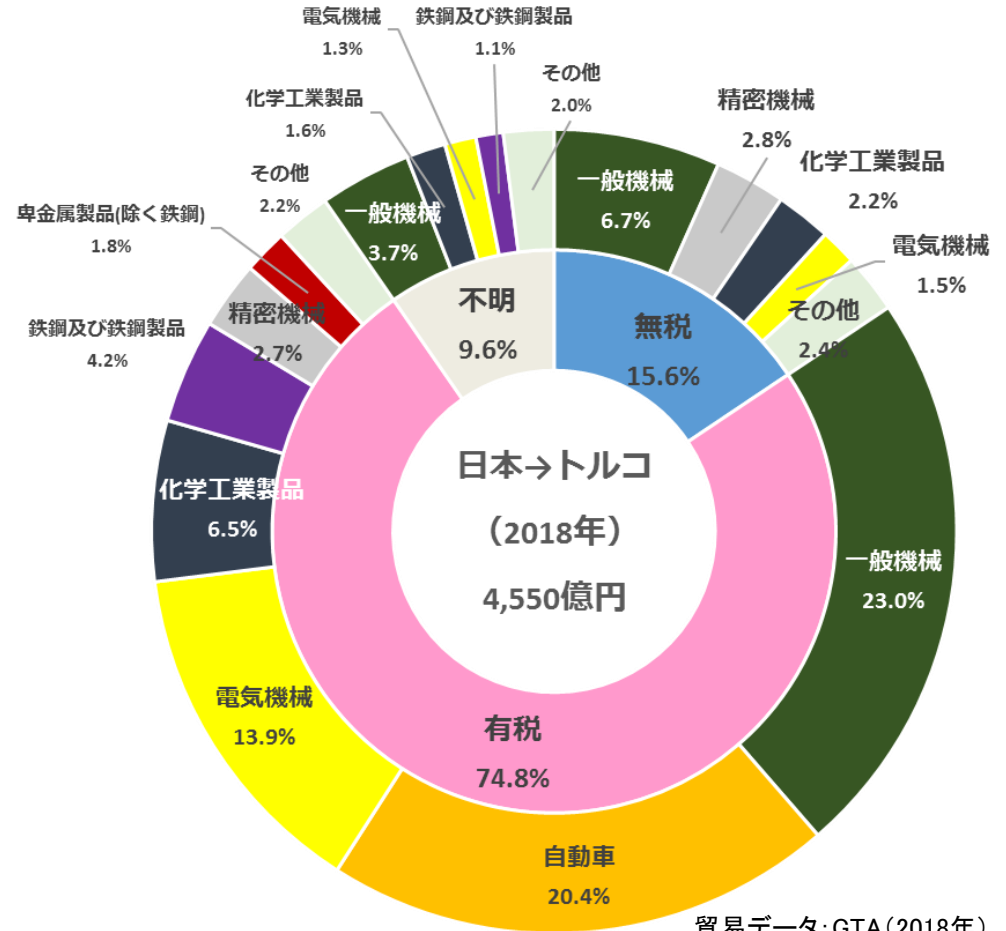
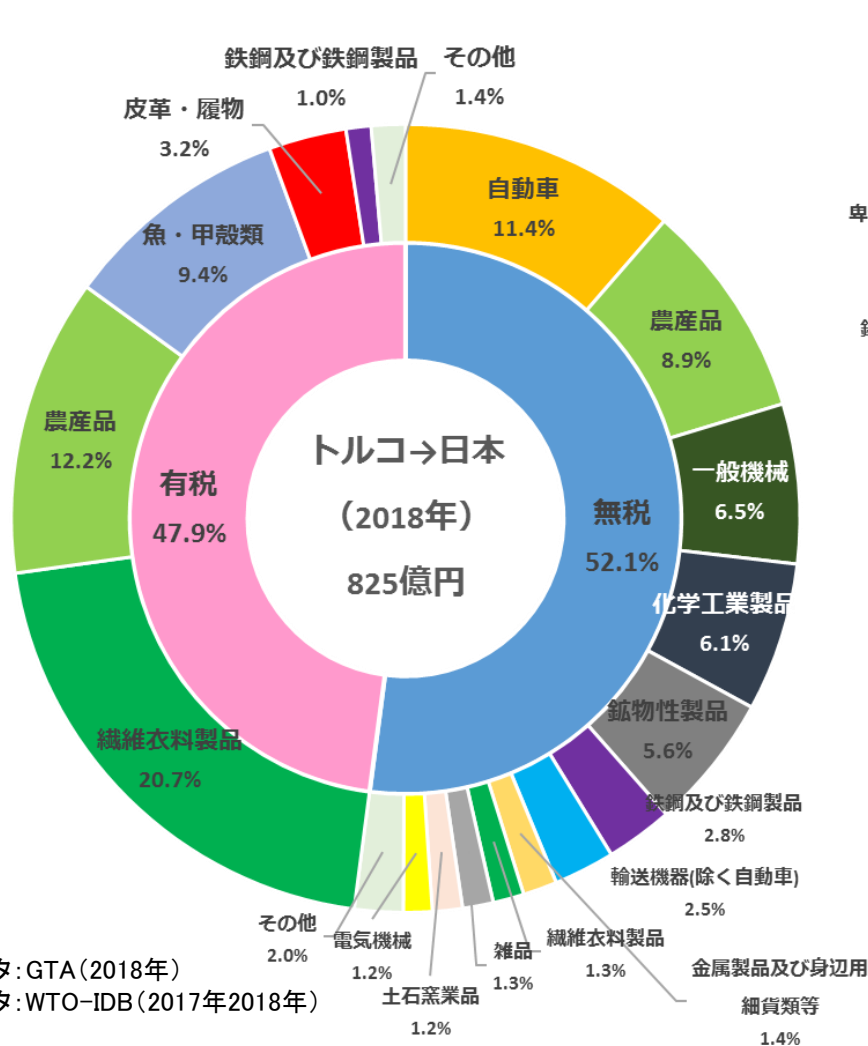
交渉状況

- ◆ 2019年1月・6月に閣僚級で議論、2019年中に5回の交渉会合を実施するなど、交渉が加速。直近では、2019年10月に第17回交渉会合を実施。
- ◆ また、2019年7月には首脳会談を行い、エルドアン大統領と安倍総理との間で、日トルコEPAの早期妥結に向け更に交渉を加速することを確認。
- ◆ 交渉は最終段階。論点は絞られてきたが、物品の市場アクセスと一部のルール分野に懸隔が残る。
- ◆ 早期締結に向けて引き続きトルコ側と緊密に交渉を進めていく。

日トルコEPA②

有税品目のうち主要輸出入品目

- トルコ→日: 繊維衣料製品、農産品、魚・甲殻類、皮革・履物
- 日→トルコ: 一般機械、自動車、電気機械、化学工業製品



貿易データ: GTA(2018年)
関税データ: WTO-IDB(2016年)

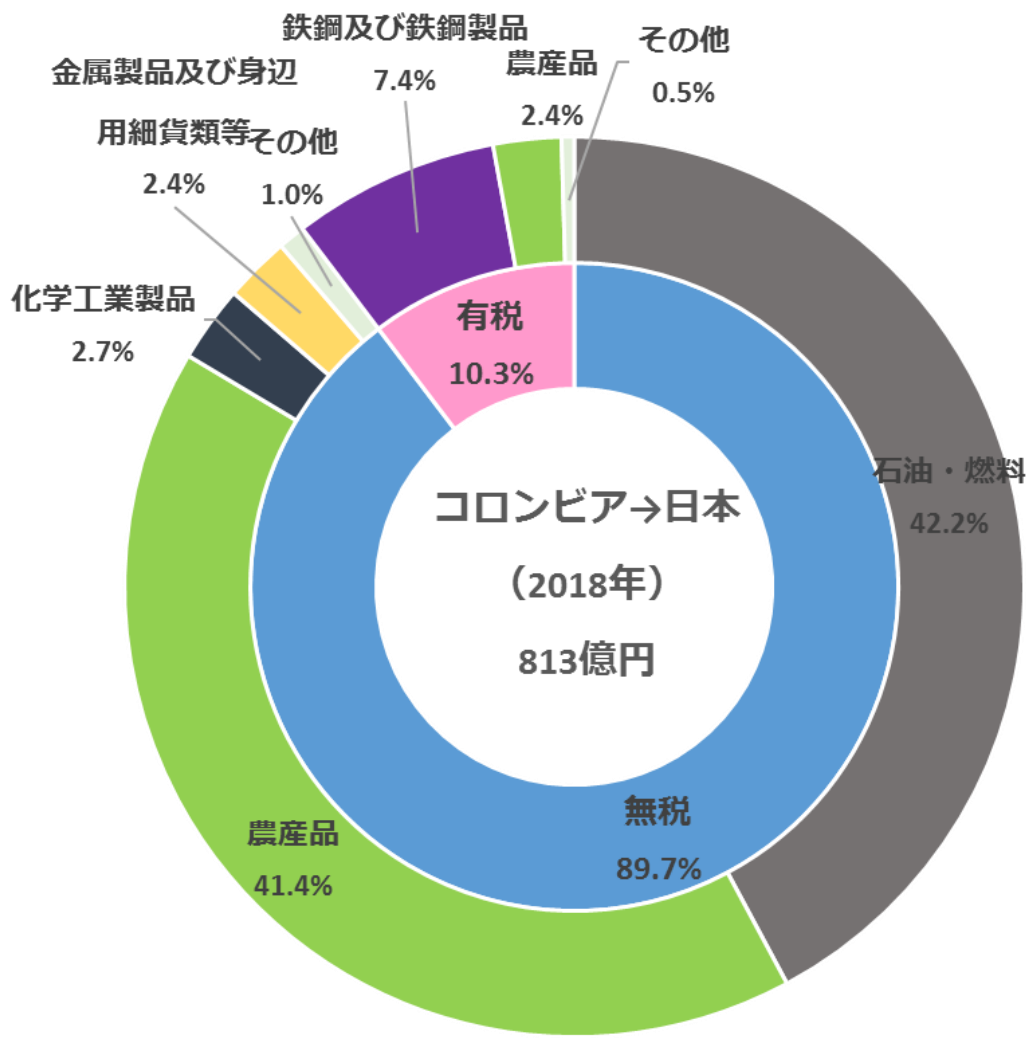
交渉の意義

- コロンビアは、太平洋と大西洋に面する北米と南米の結節点に位置し、豊富なエネルギー・鉱物資源を有する。
- 中南米第3位である約5,000万人の人口を有するほか、直近10年間（2010－2019年）の平均経済成長率3.7%。
- 中南米地域で自由開放経済を主導する太平洋同盟のメンバーであり、米国・カナダ・EU及び韓国とのFTAも発効済。日コロンビアEPAを通じた貿易・投資環境の改善により輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待されている。

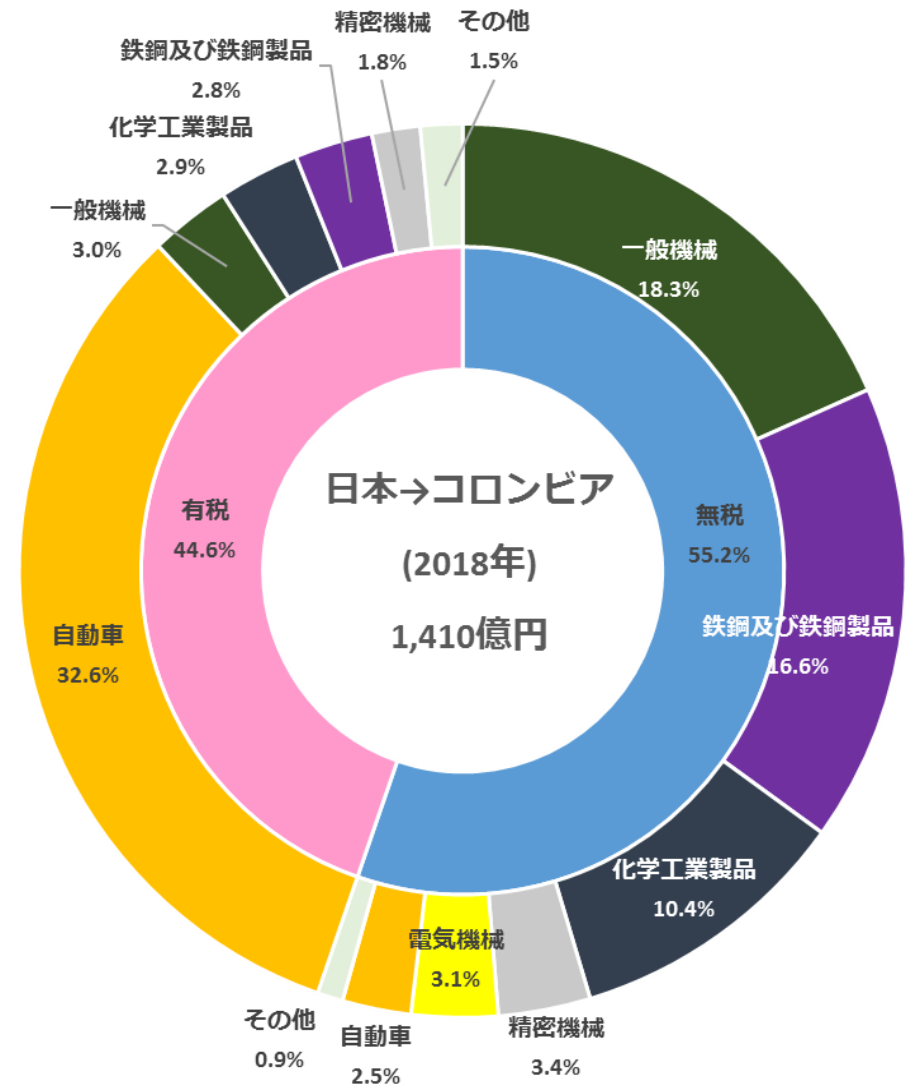
交渉経緯

- 2012年9月 日・コロンビア首脳会談にて日・コロンビアEPA交渉開始を決定
- 2012年12月 第1回交渉会合開催
- 2015年8～9月 第13回交渉会合開催 以降、両国間で様々なやりとりが継続

日コロンビア間の貿易構造



貿易データ: GTA (2018年)
関税データ: WTO-IDB (2017年2018年)



貿易データ: GTA (2018年)
関税データ: WTO-IDB (2018年)